

推薦書記入にあたって 特にご留意いただきたいこと

- 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間社会福祉団体功労」については、功績概要の「1」に加えて、必ず「2」もしくは「3」に該当する功績をご記入ください。

※ 功績概要「1」のみの記入では、審査対象外となります。

※ 過去の推薦書において、複数の被推薦者の功績概要が同じ内容の文章により記述されている場合があります。功績概要については、個人の功績に着目して、それぞれの功績内容を記述してください。

- 平成 28 年度より、従来の「社会福祉施設功労」を「社会福祉法人・福祉施設功労」に改正し、福祉施設以外の業務に従事する社会福祉法人の職員についても表彰対象としています。

- 同じ年度における厚生労働大臣表彰候補者については、本会会長表彰の受章を妨げないものとし、推薦を受け付けます。

※ 前年度以前の厚生労働大臣表彰受章者は本会会長表彰の対象外となります。

推薦書の記入については、上記に加え、
「記入例」「記入のポイント」をご覧ください。

推薦書記入にあたっての留意事項

- 推薦書はすべて楷書体で正確に記入してください。推薦書の各項の記入にあたっては、次の点に注意してください。
- なお、「民生委員功労」「法人・施設功労」「社協・民間功労」「永年勤続功労」「社協優良活動」につきましては、「全社協会長表彰推薦書 記入例」を作成いたしましたので、ご参考ください。

功績概要	<ul style="list-style-type: none">・ 功績内容がわかるように具体的にご記入ください。・ 「民生委員功労」「法人・施設功労」「社協・民間功労」の3区分については、原則として、功績概要欄1. だけの記載では要件未充足となります。 “2. 行政や社協の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域や県域での福祉推進における功績” “3. 地域に根ざした福祉関係の活動や事業への協力等、所属団体以外の活動に関する功績” について、最低いずれか一方を必ずご記入ください。
推薦順位	<ul style="list-style-type: none">・ 枠数が定められている表彰区分については、枠数を越えた推薦は受け付けません。・ 名簿上の掲載順位となりますので、表彰区分ごとに正確に順位をつけてください。 <u>指定都市社協分は、道府県社協分とは別に順位をつけてください。</u>
氏名	<ul style="list-style-type: none">・ ご記入いただいた氏名をもとに名簿・表彰状を作成しますので、正確にご記入ください。・ 旧字等の常用漢字以外の漢字を使用する場合は、特に正確にはっきりとわかりやすくご記入ください。・ 誤って過去の被表彰者が推薦されていないか確認をいたしますので、必ず“ふりがな”をつけてください。
所属・施設コード	<ul style="list-style-type: none">・ 別添の「所属、施設番号コード表」をご参照いただき、該当する番号を4桁でご記入ください。・ 複数の施設を合築している場合などは、被推薦者の主たる所属施設（給与を支弁している施設）の名称を記入してください。
現住所	<ul style="list-style-type: none">・ 個人の場合は、自宅の住所を記入してください。

<p>施設・事業 所名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員及び法人本部の事務局専任職員は、空欄のままとしてください。 ・ 複数の施設を合築している場合などは、主たる所属施設（給与を支弁している施設）の名称を記入してください。
<p>表彰歴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業関係の功労者として表彰されたもののみを記入してください。<u>業種別協議会会長表彰は除きます。</u> ・ 表彰年月日、表彰名（表彰内容）、功績内容（「永年勤続」「従事者功労等」の表彰区分）は、正確にもれなく記入してください。 ・ 功労内容（表彰区分の名称）が設けられていない場合は、その表彰の「功労内容（表彰区分の名称）」欄に「なし」とご記入ください。
<p>経歴概要 在職期間 (勤続年数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各表彰の要件に該当する役職のみの年数を、<u>2017年4月1日時点</u>で通算してご記入ください(法人・施設功労、社協・民間団体功労については役員年数と職員年数を通算することはできません)。 ・ 経歴概要の在職期間（通算）または、勤続年数は、経歴概要欄の「合計」と一致させてください。 ・ 1か月未満は切り捨ててください。 ・ 同時期に2つ以上の役職を兼務した場合、それぞれの役職の期間を加算して計算することはできません。当該期間の主たる役職のみご記入ください。 ・ 在職期間算定にあたっての休職・休業・休暇に関する取扱いについては、私的事由による休職を除き、産前・産後休暇（産休）、育児休業、就業規則で認められた部分休業や介護休暇等については、在職期間に含めることができます。 ・ 社協・民間社会福祉団体功労については、下記の条件を満たすものについて、複数の社協、複数の民間社会福祉団体の勤続年数の通算を認めます。 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>複数の社協での勤続年数</u> 通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を含む） ② <u>複数の民間社会福祉団体での勤続年数</u> 同種の社会福祉事業を実施する団体間の場合に限り、通算を認める。 ③ <u>社協、民間社会福祉団体間での勤続年数</u> 当該社協・団体間の合併や事業移管等による場合に限り、通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を除く）。

コード		所属・施設名	略称
所属	施設		
01	00	民生委員・児童委員	なし
02		社会福祉協議会	
02	01	社会福祉協議会役員	なし
02	02	社会福祉協議会職員	なし
03	00	民間社会福祉関係団体役職員(社団、財団、社協および施設経営のない法人等)	
04		社会福祉法人	
04	01	社会福祉法人役員(理事、監事、評議員)	(社福)
04	02	社会福祉法人職員(社会福祉施設職員以外の職員)	(社福)
11		生活保護法による保護施設	
	01	救護施設	(救護)
	02	更生施設	(更生)
	03	その他生活保護法による保護施設(医療保護施設、授産施設、宿所提供施設)	(その他保護施設)
12		老人福祉法による老人福祉施設	
	01	養護老人ホーム(一般・盲)	(養護老人)
	02	特別養護老人ホーム	(特養)
	03	軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)	(軽費)
	04	老人デイサービスセンター、通所介護(デイサービス)	(老人デイ)
	05	老人短期入所施設、短期入所生活介護(ショートステイ)	(老短期入所)
	06	老人福祉センター(特A型、A型、B型、老人福祉施設付作業所)	(老人センター)
	07	老人介護支援センター	(老介護支援)
13		身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	
	01	身体障害者福祉センター(A型、B型)	(身障)
	02	障害者更正センター	(障更センター)
	03	点字図書館	(点字図書)
	04	点字出版施設	(点字出版)
	05	聴覚障害者情報提供施設	(聴覚情報)
	06	補装具製作施設	(補装具製作)
	07	盲人ホーム	(盲人ホーム)
	08	盲導犬訓練施設	(盲導犬訓練)
14		児童福祉法による児童福祉施設	
	01	乳児院	(乳児院)
	02	母子生活支援施設	(母子支援)
	03	保育所	(保育所)

コード		所属・施設名	略称
所属	施設		
	04	児童養護施設	(児童養護)
	05	知的障害児通園施設	(知的児通園)
	06	肢体不自由児施設(肢体不自由児施設(入所、通園)、肢体不自由児療護施設)	(肢体児)
	07	重症心身障害児施設	(重心児)
	08	児童自立支援施設	(児童自立)
	09	知的障害児施設(入所)	(知的児)
	10	その他児童福祉法による児童福祉施設(助産施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童厚生施設)	(その他児童施設)
	11	障害児入所支援(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)	(障害児入所)
	12	障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所型訪問支援)	(障害児通所)
	13	認定こども園	(認定こども園)
16		母子および寡婦福祉法による母子福祉施設	
	01	母子福祉センター	(母福)
	02	母子休養ホーム	(母休)
18		その他の社会福祉施設等	
	01	第1種社会福祉事業たる授産施設	(事業授産)
	02	第2種社会福祉事業たる宿所提供施設	(事業宿提)
	03	盲人ホーム	(盲人ホーム)
	04	第2種社会福祉事業たる無料低額診療施設	(無低診療)
	05	第2種社会福祉事業たる介護老人保健施設	(事業老健)
	06	隣保館	(隣保)
	07	その他(地域福祉センター、へき地保健福祉館、へき地保育所・季節保育所、その他事業授産施設等)	(その他の施設)
19		障害者総合支援法による事業等を行う施設	
	01	障害者支援施設	(障害支援施設)
	02	障害福祉サービス事業のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設	(障害福祉)
	03	地域活動支援センター	(地域活動)
	04	福祉ホーム	(福祉ホーム)
	05	—	(障害デイ)
20	00	売春防止法による婦人保護施設	(婦人保護)